

第34回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召集 令和5年5月25日(木) 13時30分
第34回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開会 令和5年5月25日(木) 13時26分

3. 閉会 令和5年5月25日(木) 13時48分

4. 出席委員

1 番 青柳	2 番 山口	3 番 馬場	4 番 星	5 番 尾崎
6 番 田中	7 番 泉	8 番 東城	9 番 岩井	10 番 市村
11 番 波多野	12 番 菅野	13 番 佐藤	14 番 小池	15 番 菱川
16 番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 8番—東城委員

6. 議事録署名委員 11番—波多野委員 12番—菅野委員

7. 付議議件
議案第 157 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について
議案第 158 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 159 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊藤 智哉
事務局 笠谷 俊介
廣島 蓮

9. 会議の概要

事務局	<p>第 34 回斜里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日、欠席委員は8番一東城委員となっております。</p> <p>出席委員は 16 名中 15 名で定数に達していますので農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立しております。</p>
議長	<p>それでは第 34 回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>日程 1、議事録署名委員に、11 番一波多野委員、12 番一菅野委員を委嘱します。</p> <p>日程 2、議案第 157 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 157 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について</p> <p>下記のとおり提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。</p> <p>番号1、関係の土地については、字豊倉 1 筆、地目畑、面積は 25,530 m²となっており、利用権の種類は賃貸借、契約期間、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は記載のとおりとなっております。</p> <p>番号2、関係の土地については、字豊倉 1 筆、地目畑、面積 8,276 m²となっており、他字豊倉 1 筆は記載のとおりで合計面積 19,800 m²となっております。利用権の種類は賃貸借。また、契約期間、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は記載のとおりとなっております。</p> <p>別紙の合意解約書の写しの確認もお願いします。以上です。</p>
議長	<p>番号 1 から 2 の合意解約通知について確認決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>よろしいです。</p>
議長	<p>それでは決定とします。</p> <p>日程 3、議案第 158 号農地法第 3 条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 158 号農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請に係る次の者の申請について審議を求める。</p> <p>区分 1、関係の土地については字豊倉 1 筆、公簿地目畑、面積 25,530 m²、申請の理由は譲渡人が所有地を自作しないため譲渡したい。譲受人が農業経営安定のため譲り受けたいとなっております。労働力・経営面積については記載のとおりとなっております。</p> <p>区分 2、関係の土地については字豊倉 1 筆、公簿地目畑、面積 15,708 m²。他字豊倉 4 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 52,095 m²、申請の理由は貸人が農業</p>

	<p>経営縮小のため賃貸したい。借人は経営規模拡大のため賃借したいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分3、関係の土地については字以久科北 1 筆、公簿地目畑、面積 26,400 m²。申請の理由は貸人が農業経営縮小のため賃貸したい。借人は経営規模拡大のため賃借したいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分4、関係の土地については字豊倉 1 筆、公簿地目畑、面積 18,062 m²、申請の理由は貸人が農業経営縮小のため賃貸したい。借人は経営規模拡大のため賃借したいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>区分 5、関係の土地については字豊倉 1 筆、公簿地目畑、面積 15,557 m²。他字豊倉 3 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 68,894 m²申請の理由は貸人が農業経営縮小のため賃貸したい。借人は経営規模拡大のため賃借したいとなっています。労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。</p> <p>位置図について、区分 1 は 3 頁、区分 2 から 5 は次頁に記載しています。</p> <p>現地調査については区分 1 から 5 が 5 月 23 日(火)佐藤委員、市村委員、星委員で行っています。</p> <p>別紙の農地法第 3 条調査書のとおり、農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いずれも該当なしとなっていますのでこちらも併せて確認をお願いします。以上です。</p>
議長	区分 1 から 5 の現地確認委員佐藤委員どうでしたか
佐藤委員	問題ありません。
議長	区分 1 から 5 を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、区分 1 から 5 を異議なしと認め決定します
事務局	日程 4、議案 159 号農地法第 5 条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	議案第 159 号農地法第 5 条の規定による許可申請について
事務局	農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。
事務局	<p>区分 1、関係の土地については字峰浜 1 筆、地目畑、面積は 10,533 m²、申請の理由については砂利採取、採取量 19,661 m³、転用の概要について、砂利採取 10,533 m²、期間は令和 5 年許可日から令和 6 年 6 月 30 日となっております。</p> <p>位置図は同頁記載のとおり、現地確認は 5 月 22 日(月)小池委員、星委員、菱川委員で行っています。</p> <p>別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認もお願いします。以上です。</p>

議長	現地確認委員の小池委員どうでしたか。
小池委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	農地転用許可申請に係る審査表の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 ここで休憩とし、日程 5 その他、協議・報告事項の説明をお願いします。
議長	(一時休憩) 本会議に戻し、全体を通して何か意見等ありませんか。
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第 34 回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和 5 年 5 月 2 5 日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員

議事録署名委員